

令和5年 第5回
川西市教育委員会（臨時会）議事日程表

会議日時 令和5年2月28日（火）

場 所 川西市役所 4階 庁議室（オンライン会議）

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2	議案 第7号	「職務権限の特例」に関する意見具申について	

令和5年 第5回

川西市教育委員会（臨時会）議案書

川西市教育委員会

目

次

- 議案第 7 号 「職務権限の特例」に関する意見具申について

議案第 7 号

「職務権限の特例」に関する意見具申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 2 項の規定により川西市議会から意見を求められたことに対し、教育委員会の意見を具申するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和 42 年川西市教育委員会規則第 13 号）第 10 条第 5 号の規定により議決を求める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

令和 5 年第 1 回川西市議会定例会において、令和 5 年 4 月 1 日から川西市立図書館、川西市公民館、川西市郷土館及び川西市文化財資料館の設置、管理及び廃止に関する事、並びに文化財の保護に関する事の事務を市長所管に移管するため、市長により下記の議案が提出されたことに伴い地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 2 項の規定により令和 5 年 2 月 27 日付けで川西市議会から意見を求められたことに対し、教育委員会の意見を具申する必要があるため本案を提出する。

記

議案第 12 号 川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の改正について

(公印省略)
令和5年2月27日

川西市教育委員会
教育長 石田 剛 様

川西市議会議長
西山 博大

職務権限の特例に関する意見聴取について

令和5年第1回川西市議会定例会において、下記の議案が提出されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

なお、3月1日（水）までにご回答くださるようお願いいたします。

記

議案第12号 川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12 号

川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定するものとする。

令和5年2月16日提出

川西市長 越 田 謙 治 郎

提案理由

本市における行政課題に柔軟かつ効果的に対応するため、行政組織の再編整備を行うに
当たり、条例の一部を改正する必要があるので本案を提出する。

川西市条例第 号

川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例

川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成20年川西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、同号を本則第3号とし、本則第1号を本則第2号とし、本則に第1号として次の1号を加える。

- (1) 川西市立図書館、川西市公民館、川西市郷土館及び川西市文化財資料館（以下これらを「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

本則に次の1号を加える。

- (4) 文化財の保護に関すること。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



(公印省略)

令和5年2月 日

川西市議会議長

西 山 博 大 様

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

「職務権限の特例」に関する意見聴取について（回答）

令和5年2月27日付で意見を求められた標記のことについて、川西市長の提案どおり異議ありません。